

## 担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可(変更承認を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	村田町公民館条例 第4条及び第5条
例 規 番 号	昭和41年条例第71号

## 【基準】

第4条から第6条まで及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。

(使用の許可)

- 第4条 公民館を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。
  - (1) 使用者の住所、職業及び氏名
  - (2) 使用の目的
  - (3) 使用の日時
  - (4) 会合者の予定人員及び会費、入場料その他これに類する金銭徴収の有無 (記載事項の変更)
- 第5条 前条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が申請書の記載事項を変更しようとするときは、前条の手続により教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用の制限)
- 第6条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、第4条の許可について使用の制限その他必要な条件をつけることができる。
- 2 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可してはならない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 法第23条の規定に反すると認めるとき。
  - (3) 営利を目的とした集会及び行事(公益的事業を除く。)を行うとき。
  - (4) 営業販売の目的をもって利用するとき。
  - (5) その他教育委員会が定めるもの

(使用等の制限)

- 第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。
- 2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係 る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならな い。
- 3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。

村田町 条例適用申請に対する処分個票

備考					
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年	月	日